

○信楽町教育集会所設置条例 (昭和48年3月26日
条例第8号)

改正 昭和57年6月28日 条例第14号 | 平成12年9月29日 条例第34号
昭和62年6月30日 条例第16号 | 平成14年3月22日 条例第10号
平成12年3月24日 条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、信楽町教育集会所の設置および管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 基本的人権の尊重の精神にのっとり、住民の生活、文化の向上および社会福祉の増進を図るため、信楽町に教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第3条 集会所の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
西 集 会 所	信楽町大字西 349 番地の 4

(管理および運営)

第4条 集会所の管理および運営は、信楽町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(使用の許可)

第5条 集会所の施設または設備を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会または教育委員会が管理に関する権限を委任した者の許可を受けなければならない。許可した事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序および風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集会所の施設または設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他管理上支障がある場合など教育委員会規則で定めるもの
(目的外使用等の禁止)

第6条 前条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた目的以外の目的に使用し、または転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第7条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に係る条件を変更し、または当該使用を停止することができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他管理上特に必要があるとき。

2 使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、町はその補償の責を負わない。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和57年6月28日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和62年6月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月24日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

付 則 (平成12年9月29日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年3月22日条例第10号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。